

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
<p>（取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの）</p> <p>第十条 令第二十六条の二の二第七項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 定義府令第十七条各号に掲げる方法（第三号に掲げる方法を除く。）</p> <p>二 競売買の方法又は前号に掲げる方法に類似する方法（次号に掲げる方法を除く。）</p> <p>三 法第二条第八項第十号に掲げる行為（令第六条の二第二項第二号ロに定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われるものに限る。）において用いられる方法</p>	<p>（取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの）</p> <p>第十条 「同上」</p> <p>一 定義府令第十七条各号に掲げる方法</p> <p>二 競売買の方法又は前号に掲げる方法に類似する方法</p> <p>「号を加える。」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	